

高知県農地農業用施設災害復旧事業補助金交付事務取扱要領 新旧対照表

新	旧
<p>第1条～第10条 [略]</p> <p>(事業補助計画の変更)</p> <p>第11条 補助事業者は、事業補助計画の変更(次項に規定する軽微な変更を除く。)をしようとするときは、次に掲げる書類を所長に提出し、承認を得なければならない。また、所長は、当該申請を受けたときは、これを災害システムで課長に報告しなければならない。</p> <p>(1) 第4号様式による変更承認申請書</p> <p>(2) 第2号様式による災害復旧事業補助計画書</p> <p>(3) 第3号様式による収支予算書</p> <p>2 前項の規定による軽微な変更とは、次の各号に掲げる変更以外の変更とする。</p> <p>(1) 事業主体の変更</p> <p>(2) 施行箇所の変更</p> <p>(3) 施行箇所ごとの工種(農地については田、畑及びわさび田の区分並びに農業用施設については、ため池、頭首工、水路、揚水機、堤防、道路、橋梁(りょう)、農地保全及び防災のため池の区分をいう。)の全部若しくは一部の変更又は廃止</p> <p>(4) 施行箇所ごとの工種別の事業量の30%を超える増減</p> <p>(5) 施行箇所ごとの工種別の工事費の30%を超える増減であって、かつ、当該増減が300万円を超えるもの</p> <p>(6) 補助事業者の補助金総額の変更</p> <p>3 所長は、第1項の書類の提出を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、次に掲げる様式により承認するものとする。なお、所長は、前項第6号に該当する場合は、次に掲げる様式により補助金交付決定変更通知書を併せて通知する。</p> <p>(1) 第33号様式による変更申請書の承認</p> <p>(2) 第34号様式による補助金交付決定変更通知書</p> <p>4 補助事業者は、やむを得ず事業補助計画の事業完了延期が必要となったときは、第35号様式による完了延期の申請により所長に申請し、その承認を得なければならない。</p> <p>5 所長は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、やむを得ないと認めるときは、第36号様式による完了延期の承認により承認し、課長に報告しなければならない。</p> <p>第12条～第23条 [略]</p> <p>(事業計画の変更)</p> <p>第24条 補助事業者は、災害復旧事業計画(以下「事業計画」という。)に、次項に規定する軽微な変更が生じたときは、次の各号に掲げる様式により所長を経由して知事の承認を得なければ</p>	<p>第1条～第10条 [略]</p> <p>(事業補助計画の変更)</p> <p>第11条 補助事業者は、事業補助計画の変更(次項に規定する軽微な変更を除く。)をしようとするときは、次に掲げる書類を所長に提出し、承認を得なければならない。また、所長は、当該申請を受けたときは、これを災害システムで課長に報告しなければならない。</p> <p>(1) 第4号様式による変更承認申請書</p> <p>(2) 第2号様式による災害復旧事業補助計画書</p> <p>(3) 第3号様式による収支予算書</p> <p>2 前項の規定による軽微な変更とは、次の各号に掲げる変更以外の変更とする。</p> <p>(1) 事業主体の変更</p> <p>(2) 施行箇所の変更</p> <p>(3) 施行箇所ごとの工種(農地については田、畑及びわさび田の区分並びに農業用施設については、ため池、頭首工、水路、揚水機、堤防、道路、橋梁(りょう)、農地保全及び防災のため池の区分をいう。)の全部若しくは一部の変更又は廃止</p> <p>(4) 施行箇所ごとの工種別の事業量の30%を超える増減</p> <p>(5) 施行箇所ごとの工種別の工事費の30%を超える増減</p> <p>(6) 補助事業者の補助金総額の変更</p> <p>3 所長は、第1項の書類の提出を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、次に掲げる様式により承認するものとする。なお、所長は、前項第6号に該当する場合は、次に掲げる様式により補助金交付決定変更通知書を併せて通知する。</p> <p>(1) 第33号様式による変更申請書の承認</p> <p>(2) 第34号様式による補助金交付決定変更通知書</p> <p>4 補助事業者は、やむを得ず事業補助計画の事業完了延期が必要となったときは、第35号様式による完了延期の申請により所長に申請し、その承認を得なければならない。</p> <p>5 所長は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、やむを得ないと認めるときは、第36号様式による完了延期の承認により承認し、課長に報告しなければならない。</p> <p>第12条～第23条 [略]</p> <p>(事業計画の変更)</p> <p>第24条 補助事業者は、災害復旧事業計画(以下「事業計画」という。)に、次項に規定する軽微な変更が生じたときは、次の各号に掲げる様式により所長を経由して知事の承認を得なければ</p>

高知県農地農業用施設災害復旧事業補助金交付事務取扱要領 新旧対照表

新	旧
<p>ばならない。ただし、軽微な変更にかかるもののうち、知事の承認を受けるものは契約（変更も含む。）を行った場合とする。</p> <p>(1) 第58号様式による災害復旧事業計画変更申請書 (2) 第59号様式による災害復旧事業計画変更地区別一覧表</p> <p>2 前項に規定する軽微な変更とは、次の各号に掲げる変更（以下「重要変更」という。）以外の変更とする</p> <p>(1) 工法変更 (2) 施行箇所の変更 (3) 変更額の増減額が300万円を超え、かつ、変更前の工事費の額の30%（その額が1,000万円を超える場合は1,000万円）を超えるもの (4) 主要な工事の形状、寸法、材質又は位置の変更 (5) 廃工（部分廃工）による変更 (6) 農地面積の変更（減少する面積が変更前の面積の20%を超えないものを除く。）</p> <p>3 補助事業者は、事業計画の変更の内容が重要変更該当するときは、第1項に規定する書類に加え、次に掲げる様式により第10条に規定する所長の審査を受けた後、知事の承認を得なければならない。</p> <p>(1) 第60号様式による計画変更審査表 (2) 第61号様式による計画変更審査票 (3) 第21号様式による審査表 (4) 第62号様式による事業費変動内訳整理表 (5) 第63号様式による事業費変動理由整理表 (6) 設計書 (7) 前各号に掲げる書類のほか当該変更についての説明資料</p> <p>4 補助事業者は、第2項第5号に該当する重要変更をしようとするときは、前項に規定する書類に加え、第64号様式による災害復旧事業廃止申請書により所長を経由して、知事に提出し、その承認を得なければならない。</p> <p>5 知事は、第1項、第3項及び前項の申請を受けた場合で、この内容について審査しやむを得ないと認めるときは、次に掲げる様式により承認するものとする。</p> <p>(1) 第65号様式による災害復旧事業計画変更の承認 (2) 第59号様式による災害復旧事業計画変更地区別一覧表</p>	<p>ばならない。</p> <p>(1) 第58号様式による災害復旧事業計画変更申請書 (2) 第59号様式による災害復旧事業計画変更地区別一覧表</p> <p>2 前項に規定する軽微な変更とは、次の各号に掲げる変更（以下「重要変更」という。）以外の変更とする。</p> <p>(1) 工法変更 (2) 施行箇所の変更 (3) 変更額が変更前の工事費の額の30%（その額が200万円を超える場合は200万円）の増減を超えるもの (4) 主要な工事の形状、寸法、材質又は位置の変更 (5) 廃工（部分廃工）による変更 (6) 農地面積の変更</p> <p>3 補助事業者は、事業計画の変更の内容が重要変更該当するときは、第1項に規定する書類に加え、次に掲げる様式により第10条に規定する所長の審査を受けた後、知事の承認を得なければならない。</p> <p>(1) 第60号様式による計画変更審査表 (2) 第61号様式による計画変更審査票 (3) 第21号様式による審査表 (4) 第62号様式による事業費変動内訳整理表 (5) 第63号様式による事業費変動理由整理表 (6) 設計書 (7) 前各号に掲げる書類のほか当該変更についての説明資料</p> <p>4 補助事業者は、第2項第5号に該当する重要変更をしようとするときは、前項に規定する書類に加え、第64号様式による災害復旧事業廃止申請書により所長を経由して、知事に提出し、その承認を得なければならない。</p> <p>5 知事は、第1項、第3項及び前項の申請を受けた場合で、この内容について審査しやむを得ないと認めるときは、次に掲げる様式により承認するものとする。</p> <p>(1) 第65号様式による災害復旧事業計画変更の承認 (2) 第59号様式による災害復旧事業計画変更地区別一覧表</p>
<p>第25条 [略]</p>	<p>第25条 [略]</p>

高知県農地農業用施設災害復旧事業補助金交付事務取扱要領 新旧対照表

新	旧
附 則 この要領は、平成 19 年度から適用する。	附 則 この要領は、平成 19 年度から適用する。
附 則 この要領は、平成 21 年 6 月 1 日から適用する。	附 則 この要領は、平成 21 年 6 月 1 日から適用する。
附 則 この要領は、平成 23 年 10 月 14 日から適用する。	附 則 この要領は、平成 23 年 10 月 14 日から適用する。
附 則 この要領は、平成 26 年 4 月 16 日から適用する。	附 則 この要領は、平成 26 年 4 月 16 日から適用する。
附 則 この要領は、平成 29 年 4 月 20 日から施行し、平成 29 年度事業から適用する。	附 則 この要領は、平成 29 年 4 月 20 日から施工し、平成 29 年度事業から適用する。
附 則 この要領は、令和 4 年 3 月 18 日から施行し、令和 4 年度事業から適用する。	附 則 この要領は、令和 4 年 3 月 18 日から施工し、令和 4 年度事業から適用する。
附 則 この要領は、令和 5 年 5 月 1 日から施行し、令和 5 年度事業から適用する。	